特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
25	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

弘前市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし

評価実施機関名

弘前市長

公表日

令和8年2月20日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する新型インフルエンザの予防接種、予診票の発行等を行う。番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条に基づいて、弘前市は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	○健康管理システム(予防接種) ○中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) ○中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
予防接種業務ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項（利用範囲）及び別表第126

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、153 【情報提供】番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153、154	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	弘前市役所　企画部　法務文書課　法務文書係 〒036-8551 弘前市大字上白銀町1番地1 TEL 0172-40-0205 FAX 0172-35-7956

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	弘前市役所　健康こども部　健康増進課　総務係 〒036-8711 弘前市大字野田二丁目7番地1 TEL 0172-37-3750 FAX 0172-37-7749

９．規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年、特定個人情報の取扱者及びその監督者に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修受講を義務付けている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月20日	Ⅰ-③システムの名称	○健康管理システム ○団体内統合宛名システム ○中間サーバーコネクト ○中間サーバー ○サービス検索・電子申請機能	○健康管理システム(予防接種) ○中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名システム) ○中間サーバー	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ-3法令上の根拠	○番号法第9条第1項　別表第一　第93の2 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)67条の2第1、2	○番号法第9条第1項　別表第一　第93の2	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ-4②法令上の根拠	○番号法第19条第7号及び別表第二 【情報照会】115の2項 【情報提供】115の2項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第5号)67条の2第1、2項	○番号法第19条第8号及び別表第二 【情報照会】115の2項 【情報提供】115の2項	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和3年11月1日　時点	事後	
令和3年12月20日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和3年1月1日　時点	令和3年11月1日　時点	事後	
令和3年12月20日	Ⅳ-5特定個人情報の提供移転(委託や情報提供ネットワー	十分である	提供・移転しない	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ-1評価対象の事務の対象人数は何人か	3)1万人以上10万人未満	1)1,000人未満(任意実施)	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和3年11月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和5年2月17日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和3年11月1日　時点	令和4年11月1日　時点	事後	
令和5年2月17日	Ⅲしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和6年3月11日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和4年11月1日　時点	令和5年11月1日　時点	事後	
令和3年12月20日	Ⅰ-3法令上の根拠	○番号法第9条第1項　別表第一　第93の2 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)67条の2第1、2	○番号法第9条第1項　別表第一　第93の2	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ-1②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する新型インフルエンザの予防接種、予診票の発行等を行う。番号法の別紙第二に基づいて、弘前市は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	新型インフルエンザ等対策特別措置法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する新型インフルエンザの予防接種、予診票の発行等を行う。番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条に基づいて、弘前市は新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ-3法令上の根拠	○番号法第9条第1項　別表第一　第93の2	○番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第126	事後	
令和6年11月1日	Ⅰ-4②法令上の根拠	○番号法第19条第8号及び別表第二 【情報照会】115の2項 【情報提供】115の2項	【情報照会】番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、153 【情報提供】番号法第19条第8号及び第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条25、26、153、154	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-1評価対象の事務の対象人数は何人か	1)1,000人未満(任意実施)	3)1万人以上10万人未満	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和5年11月1日　時点	令和6年11月1日　時点	事後	
令和6年11月1日	Ⅲしきい値判断結果	特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和6年11月1日	Ⅳ-8人手を介在させる作業	(新規追加)	[○]人手を介在させる作業はない。	事後	
令和6年11月1日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策	(新規追加)	9)　従業員に対する教育・啓発	事後	
令和6年11月1日	Ⅳ-11当該対策は十分か	(新規追加)	十分である	事後	
令和6年11月1日	Ⅳ-11判断の根拠	(新規追加)	毎年、特定個人情報の取扱者及びその監督者に対し、個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修受講を義務付けている。	事後	
令和8年2月20日	Ⅰ-2特定個人情報ファイル名	健康管理情報ファイル	予防接種業務ファイル	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-1いつの時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年12月1日　時点	事後	
令和8年2月20日	Ⅱ-2いつの時点の計数か	令和6年11月1日　時点	令和7年12月1日　時点	事後	